

「熱中症予防強化月間」の実施について

平成25年 6月 4日
関係省庁連絡会議決定

1. 趣旨

熱中症対策については、政府において、関係省庁連絡会議を設置し、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知や地域の実情に応じた対策の推進を図ってきたところである。

しかしながら、平成22年度以降、夏期（7～9月）における熱中症による救急搬送者の数は急増し、平成23年度以降はその数が毎年4万人前後で推移するなど、日中の屋外での労働やスポーツの現場での発生のみならず、夜間や屋内も含め、多様な生活環境下において、高齢者も含め幅広い年代層で発生しており、こうした多岐に渡る状況に効果的に対応するため、より一層の国民や関係機関への周知等が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、また、国民一人一人が正しい知識を持つことで、熱中症の被害を減らすことができることに鑑み、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」（以下「月間」という。）と定め、国民や関係機関への周知等の効果をあげることにより、熱中症の発生を大幅に減らすことを目的とするものである。

2. 期間

毎年7月1日から7月31日までの1か月間

3. 実施体制

熱中症関係省庁連絡会議の構成員である消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁及び環境省が、他の関係省庁の協力も得て、国民や関係機関への周知等を行うものとする。

4. 月間設定に伴う主な取組事項

月間中に関係省庁が取り組むべき事項は、以下に掲げる取組を含め、予め関係省庁連絡会議において検討、決定するものとする。

- ① 国及び地方公共団体の関係機関等におけるポスターの掲示等による月間設置の周知
- ② 月間中を含め関係省庁等が実施する熱中症関連の取組の取りまとめとその周知
- ③ 月間中に関係省庁等が実施する行事において熱中症予防の呼びかけ

熱中症予防強化月間

2013年7月1日～31日

き
気を付けてますか、熱中症予防。



のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給をしましょう。



帽子や日傘で暑さを避け、涼しい服装を心がけましょう。



暑さに注意し、特に暑い時は無理をしないようにしましょう。

熱中症関係省庁連絡会議

消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・気象庁・環境省

熱中症予防強化月間ポスター使用規程

平成 25 年 6 月 4 日制定

第1条（目的）

この規程は、熱中症関係省庁連絡会議構成員（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁及び環境省をいう。第4条において同じ。）以外の者が、熱中症予防の取組を幅広く国民に普及・啓発していくことを目的として、熱中症予防強化月間ポスター（以下「ポスター」という。）の掲示や、当該ポスターを政府の取組を紹介する資料等への掲載等を行うに際しての必要な事項を定めるものです。

第2条（使用方法）

熱中症予防の取組を幅広く国民に普及・啓発していくという趣旨を理解し、熱中症予防の広報・普及啓発を行う団体・企業等は、ポスターを使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。

- (1) 募金活動と結びつけて使用すること
- (2) 特定の商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- (4) その他熱中症予防強化月間の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること

第3条（使用上の遵守事項）

ポスターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) ポスターを掲示する場合には、ポスタ下部の白抜きの箇所に使用者の名前を記載するか、ポスターの欄外に、「(使用者)は、熱中症予防強化月間の取組を支援しています。」と記載するか、いずれかの方法でポスター使用者の名前を記載すること
- (2) 必要に応じたサイズの変更等や前号に基づく使用者の名前の記載を除き、画像の一部をトリミングする等の加工はしないこと

第4条（免責事項）

ポスターは、使用者の責任で十分に注意して使用してください。誤った使用に関するクレーム等には、熱中症関係省庁連絡会議構成員は一切の責任を負いません。

【 本件問合せ先 】

環境省環境保健部環境安全課健康影響情報係
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
Tel : 03-3581-3351 (内線 6352)
メールアドレス :